アルゼンチンにおける経済政策の展開

- 1976年軍事クーデターを契機とする政策転換 -

今 井 圭 子

はじめに

I ヘルバルド路線の形成

Ⅱ ヘルバルド路線の坐折と修正

Ⅲ ビデラ軍事政権の経済政策

IV クーデター後の経済情勢

むすびにかえて

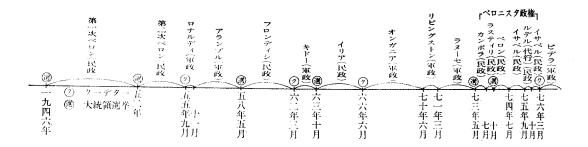
はじめに

1976年3月24日の軍事クーデターによりペロニスタ政権が失脚してはやくも1年半が経過した。クーデター以前にはペロンの政権復帰,世界初の女性大統領の誕生,あるいはまたきわめて高率なインフレーションの猛威,左翼,右翼双方からのテロ事件続発など様々な問題が邦紙上を賑していたが,最近では軍事政権下の様子を伝える邦紙記事は少なくなっている。わずかに1976年10月,マルティネス・デ・オス経済相の訪日にあたってビデラ政権の経済政策や対外路線が紹介された程度である。とはいえ,こうした断片的な報道をつなぎ合わせてみるだけでも軍事クーデターの前と後とで政策の基本路線がかなり大きく変化していることが推測できる。

第2次大戦後のアルゼンチンでは9年あまりに わたって第1次,第2次ペロン政権が続いたが, その後は政権交替があいつぎ,今日に至る20年余 の間に14名の大統領が誕生した。そしてその在職 期間は平均1年半というきわめて短いものであり

(第1図),クーデターと総選挙の交互のくり返し によってもたらされたこの政権交替は、経済政策 の面でも路線の転換を度重ねる結果を招いた。こ うした経済政策上の不連続は、これまでナショナ リズムとリベラリズムとの間の政策の揺れとして 把えられる傾向が強かった。すなわち端的にいえ ば、一方で国有化と外資規制を基調として国の自 立的発展を志向する経済ナショナリズムと、他方 で政府の経済活動への介入を極力差控えて市場メ カニズムに立脚した自由開放体制の下での経済成 長をめざす「経済自由主義」との間の政策転換と して把握されてきたのである。戦後アルゼンチン の経済政策を跡づける上で、たしかにナショナリ ズムとリベラリズムの立脚点の相異は重要な分析 の軸となることには疑念を生じえない。しかしな がら、第2次大戦後の度重なる政権交替とそれに 伴う経済政策の転換は、その間のアルゼンチン経 済をめぐる対内、対外的諸条件の変化を背景とし て展開されてきたものであり、ナショナリズム、 リベラリズムもそうした諸条件に応じてその内実 が変容を遂げている点に着目しなければならない であろう。その意味で政策の転換をナショナリズ ムとリベラリズムの間の単なる往復運動として把 えることは実態をあまりに単純化しすぎる危険性 を孕むことになろう。

こうした問題意識に基づいて戦後の経済政策を



第1図 第2次 大戦後の政権交替

跡づける研究の一端として、本稿では1976年軍事 クーデターを契機とする経済政策内容の転換と政 策の実施結果について若干の考察を加えることに したい。ペロニスタ政権が経済政策の坐折により 軍事クーデターで失脚する経緯の分析は、戦後ア ルゼンチンの経済研究においてきわめて重要な課 題であり、またペロニスタ政権から軍事政権への 移行によってもたらされた経済政策の転換は、戦 後経済政策史に一つの節目を提供するものであ る。この意味からも今回のクーデターはこれまで のクーデターに比べてより重い内容をもつものと して位置づけられなければならないであろう。

本稿では、両政権下での経済政策およびその実施に関する詳細なデータの収集、整理を通して事実関係を明確にすることに重点をおくこととし、より立ち入った分析は次稿に期したい。

I ヘルバルド路線の形成

第2次大戦直後成立したペロン政権は1955年の クーデターで失脚したが、その後18年の空白期間 をおいて、1973年5月にカンポラを大統領とする ペロニスタ政権の再現をみた。このペロニスタ政 権は5人の大統領を迎え、さらにイサベル大統領 の下では5回に及ぶ経済相の交替があった(注1)。 こうしたあいつぐ交替は経済政策の修正をも伴う ものであり、この意味からもペロニスタ政権の経 済政策を一貫性を保った統一された路線として受 けとめることは正しい事実認識ではない。むし ろ、最初のヘルバルド経済相の下で経済政策の基 本線が引かれたものの、その後同相の辞任を契機 としてその経済政策に軌道修正が加えられていっ たとみるべきであろう。

こうした視点から本稿では、ペロニスタ政権の 経済政策をヘルバルド経済相の就任時期とそれ以 降とに分けて考察することにしたい。すなわちま ず本節でヘルバルド路線とでも呼ぶべきペロニス タ政権前半期の経済政策を、社会協約、外資法、 再建3カ年計画に即してみていき、次節でペロニ スタ政権後半期における政策の修正過程と政策実 施の結果とを考察することとしたい。

1. 社会協約

ペロニスタ政権の経済政策立案における出発点は、「国家大協調」(gran acuerdo nacional) に象徴される、より幅広い層の利害調整の上に立った国家の再建であるとされた。ところでこの「国家大協調」は具体的には次のような方法で追求された。それは政府が労働者側利益代表者としてのCGT (労働者総同盟) と企業者側利益代表者としてのCGE (経済総同盟) との3者間交渉を経て、経済政策——とくに価格と賃金——の基本線を決

定するというものであった。この CGT と CGE はともに従来からペロニズムの影響力が強い組織であり、CGT は組織労働者 100 万人をかかえる最大の労働者組織で、また CGE の方は中小企業を主力とする企業者組織である。CGE を企業者組織代表として政府の交渉相手とするということは、大企業や外資系企業を傘下におくACIEL(自由企業統合運動)、UIA (アルゼンチン工業連盟)、CAC (アルゼンチン商工会議所) などの企業者組織および農牧業生産者組織である農牧協会を「国家大協調」の立案過程から除外することに他ならなかった。

カンポラ政権は3者間交渉の末,73年6月には賃金の凍結とともに、生活必需品25品目(注2)の最高 卸売価格と小売価格の水準を決定し、その凍結に 踏み切った。価格統制政策はこの25品目に加えて それ以外の商品にも及び、とくに工業製品に対する独占価格体系の排除とそれによる適正な価格体系の導入が、発足まもない政府によって強調された。価格統制政策のうち最も論議を呼んだものの一つが生活必需品価格の凍結水準をめぐる問題であった。というのは、25品目以外の商品に対して

はほぼ現行価格を維持する水準で統制価格が決定 されたのに対し、25品目の最高価格は現行価格を 1割前後引き下げた水準の下で凍結されたとする 見方がかなり有力で、とくに農牧業生産者からの 批判が強かった。

こうして賃金と価格両面での政府による統制政 策は6月11日社会協約として発効し,以後2年間 効力を持つことになった。この政策の下での賃金, 物価の関係は、オテロ労相のいう「公正な賃金、 すなわち十分な食生活に加えて文化、教育、住宅 を手に入れられる | (注3)生活水準を広く国民に保 証するにははるかに及ばないものであった。しか しながらそれは「賃金所得が国民所得に占める相 対的比率を高める」(注4)傾向を示しており、1973 年の賃金指数上昇率は消費者物価上昇率を上まわ っていた (第1表)。このように所得再分配に重点 をおいた社会協約の策定は、その成立過程で主要 な企業者組織や農牧業生産者組織を除外し,その 利害関係が政策内容に反映する道を閉ざしたまま 行なわれたため、社会協約の実施に際してはこう した組織からの反対が強く、それが後述するよう に重大な障害となったのである。

	1971年	1972年	1973年	1974年	1975年	1976年
消費者物価指数上昇率1)				i		
消費者物価平均	39.1	64.1	43.8	40.1	335.0	347.€
	42.4	66.1	36.1	33.2	348.9	365.6
食 料 衣 料	25.8	67.2	44.9	79.7	316.0	290.3
一般的支出	37.5	60.9	51.8	34.4	352.0	328.7
一 般 的 支 出 家 具・調 度 品	46.6	72.2	39.9	41.9	427.7	358.0
衣 一 般 的 支 ま ・調 度 は 居 任	43.7	26.6	166.9	18.4	122.3	4 53.7
賃金指数上昇率2)						
熟練労働者賃金	43.3	48.1	65.1	65.1	284.9	150.5
熟 練 労 働 者 賃 金 未 熟 練 労 働 者 賃 金	45.7	48.1	69.1	69.1	269.3	153.

第1表 消費者物価指数および賃金指数上昇率(%)

⁽出所) Instituto Nacional de Estadística y Censos, Indice de precios al consumidor, Capital federal, varios números, より作成。

⁽注) 1) 首都における季節変動調整済指数(1960=100)の各年12月における対前年同月比年間上昇率。

²⁾ 首都における平均基本賃金指数(1960=100)の各年12月における対前年同月比年間上昇率。

2. 外資法 (法律第20,557号)

民政移管の総選挙実施に際して政治論争の一つの焦点となったのが外資政策であった。ペロン党は経済自由主義路線を唱える政党新勢力との間に激しい論争を展開した。新勢力の党首アルソガライが市場経済原理と外資の積極的な導入による経済発展を主張したのに対し、ペロン党はアルソガライ路線を経済的従属化を加速する道であるとが、クロン党は外資を完全に排斥する閉鎖体制をあざそうとしているのではなく、むしろ国の経済復興にとって外資は必要であるとの見方に立っていた。すなわち外資政策における経済自由主義路線とペロン党との相異は、外資導入に際しての国家による規制いかんに求められるものであった。

ペロン党における外資政策は、第2次大戦直後 から今日に至るまでかなりの変化を遂げている。 第2次大戦直後の第1次ペロン政権下ではナショ ナリズムが高揚する中で,外資系鉄道,電話,港 湾施設などの買収を次々に実現し, その過程で, 従来明確な政策として現われたことのない外資規 制の方向が打ち出された。そして1948年にはアル ゼンチン史上最初ともいらべき外資規制法 (政令 第3,347号) が制定された。この外資規制法は当時 の国内的および国際的経済情勢, すなわち第2次 大戦中および直後の食糧輸出がもたらした潤沢な 外貨蓄積という国内の有利な条件に加えて、国際 経済の先決課題であったヨーロッパ経済の再建の ため国際資金の大半がヨーロッパに向かってお り、アルゼンチンがこの時期に、その資金の流れ に抗して工業化資金を大量に獲得できる可能性は 少なかったという背景の下に実現したものであ る。同法の制定以前のアルゼンチンは従来対外的 にきわめて自由、開放的であり、外資受入に対し

ても政策面における規制化の動きはほとんどみられなかった。その意味からも外資規制法の制定は 従来の外資政策に一つの転機をもたらすものであったといえる。

その後第2次ペロン政権の下で1953年に法律第14,222号が制定され、「工業および鉱業の拡充と技術的補充を目的」(注5)とする外資導人が奨励されるようになった。これは一定の規制枠を設定しながらも、外資をある程度積極的に受け入れようとする政策修正であり、国内の工業化が進展するにつれて機械設備、原材料、燃料の必要度が増し、その輸入のための資金を外資に依存せざるを得なくなった結果である。

1955年クーデター後の外資政策には、国家の規制枠を取り払って自由かつ開放的な路線が採用された。こうした政策転換は1958年フロンディシ政権下の外資法(法律第14,780号),1971年の軍事政権下の外資法(法律第19,151号)などに盛り込まれ、1973年の民政移管を実現したラヌーセ軍事政権下でもこうした外資政策の基本線は継承されていたのである。

ペロニスタ政権は前軍事政権の政策とは逆に、 外資規制を強化する方向に向かった。同政権は第 2次ペロン政権同様、経済開発を推進する上で外 資を必要不可欠なものとしながらも、外資導入に よる経済の従属化を警戒し、外国資本と多国籍企 業に対する批判的姿勢を強く前面に押し出した。

1973年11月に施行された外資法(法律第20,557号)では、法律的観点からいっても従来の外資法に比べて規定内容が相当程度明確になっている。ここに主要な内容を要約しておこう(注6)。

まず第1に,外資と民族資本の出資比率を基準 として,企業が「民族資本企業」,「民族資本と外 国資本との共同企業」,「外国企業」の三つに分類 されているが, 従来こうした明確な形での企業分 類はみられなかった。

第2に、外国からの直接投資は政府および場合によっては国会の承認を経なければならないとし、また申請企業の留意事項として、環境保全、民族資本企業の市場確保、国内貯蓄の過度な吸収の回避、国内の地域格差是正、経営者、技術者をはじめとするアルゼンチン人の雇用促進などが掲げられている。

第3に,進出企業の奨励と制限に関して,国内 労働力の吸収,被雇用者の教育,国内技術の開発, 国産原料の使用,地域分散,国内への利潤再投資 に寄与する企業を奨励し,他方制限される分野と しては,アルゼンチンの主権確保に障害となるも の,輸出増加を阻害するものなどが挙げられてい る。

第4に、利潤送金に一定の限定条件を付し、資本金12.5%を上限としている。また税制面、工業振興法の適用を民族資本企業と共同企業に限り、外資企業に対しては一般にそうした優遇措置を与えていない。

以上のように、ペロニスタ政権の外資政策は、 外資導入にあたり従来よりも政府の監督、規制を 強め、また企業育成にあたってはまず民族資本企 業、次いで共同企業を発展させ、外資系企業は国 民経済の望ましい発展方向に寄与しうる範囲内で のみ制約条件付きの経済活動を認めるというもの である。

3. 再建3力年計画

1973年12月,政府は「自由かつ公正で独立した 社会の建設」(注7)をめざす第1段階の経済計画と して「国家の再建と解放のための3カ年計画」を 公表し、翌年5月1日から実施に移した。同計画 は経済立直しのための過渡的なものとして位置づけられ、その計画内容は国民のより広範囲にわたる支持を得るためかなり控え目なものになっている。ここで同計画の基本線をごく大まかに整理しておきたい。

まず政策目標の柱の一つは分配面の重視であり、賃金所得の国民所得における寄与率の引上げなど、社会協約の基本線がここにも継承されている。次に経済再建における国家指導の重視が挙げられる。とくに産業育成にあたってはエネルギーと基幹産業が重点的な部門とされ、国家主導の下での高度な工業化を志向する。経済成長は工業部門の成長率を起動力として考えられ、農業の方は工業部門の成長率より低く見積られている。対外面では経済的従属化の道に抗し、対外交渉に際しては常に自国の決定権を堅持することにより経済的独立をめざすものとする。その具体策としては、経済関係を結ぶ相手国を多様化し、その国々との貿易拡大、経済協力の促進が掲げられている。

以上、社会協約、外資法、再建3カ年計画の基本的な政策目標を簡単に要約したが、それに依拠してヘルバルド路線の特質を次のようにまとめることができよう。まず第1に分配面を重視した賃金、価格統制による急速なインフレ収束、第2に経済再建における国家指導、統制の強化、第3に高度な工業化を軸とする経済成長と統合的な工業化、第4に外資規制を従来より強化し、主導権と決定権を自国側に確保しながら経済的独立を志向する、の4点である。

(注1) ペロニスタ政権下での経済相の就任 期間は次に図示するとおり。



(注2) この中には牛乳、清涼飲料水、ジュース、バター、マーガリン、チーズ、食肉類、無類、麵類、パン、スープの素、菓子類など食生活上の必需品が含まれていた (*La prensa*, 10 de junio de 1973)。

- (注3) Ibid., 27 de mayo de 1973.
- (注4) Ibid., 10 de junio de 1973.

(注5) 日本経済調査協議会『アルゼンティンの外 資政策』(日経調査資料) 1976年 9ページ。

(注6) 詳しくはさしあたり日本経済調査協議会 『アルゼンティンの外資……』を参照のこと。

(†1:7) República Argentina, Poder Ejecutivo Nacional, Plan trienal para la reconstrucción y la liberación nacional 1974-1977, Buenos Aires, 1974, p. 13.

Ⅱ ヘルバルド路線の坐折と修正

ヘルバルド路線は、再建3カ年計画にみられるように、より広範囲な国民の支持を得ようとして制度面での変革を避け、また経済の立直しに関してもかなり控え目な計画を盛り込んだものであったが、こうした経済政策の実施はかなり早期にいくつかの重大な障害に直面するところとなった。本節ではヘルバルド路線の実施結果をインフレ抑制、経済成長、対外的側面にわたって分析し、それをとおして同路線の坐折の原因と修正の過程を摘出することにしたい。

1. インフレ抑制

ヘルバルド路線を実施する上で最も大きな障害となったのは、分配とインフレ抑制の観点から採用された賃金と価格の凍結策に伴う市場の混乱であった。インフレ抑制についてみれば、カンポラ政権発足直後の1973年6月から翌年の3月まで月間消費者物価指数上昇率は2%未満に抑えられており(注1)、官庁統計で判断する限り社会協約に基づくインフレ抑制政策は一応の成果をおさめたかに見受けられた。しかしながら現実の市場では品不足と闇市場が広がっていた。凍結価格の水準決定に

対しては当初から強い批判があり、とくに農牧業生産者は、生活必需品25品目の凍結価格が適正利潤はおろか生産コストをも十分保証するものでないと反対の態度を表明した。10数年前までは閉店時の肉屋が1キログラムに満たない半端な肉を無料で客に振舞う風景があちこちでみられたアルゼンチンにおいて、この時期の国内市場は食肉不足をきたすようになり、また公定価格で売買される品には質の低下が目立つようになっていた。そして良質の肉は関価格で「裏口商売」によって消費者の手に渡る部分が拡大していった。こうした市場の混乱は、程度の差こそあれ、他の商品にも共通した現象として現われ、買いだめや売り惜しみによる投機的利益追求の動きが激しくなっていった。

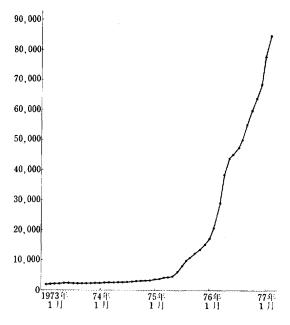
こうした状況の下で現実の実質賃金の切り下げ が生じ、その結果として社会協約が存続しうる経 済的基盤が崩壊し始めていた。労働者組織の代表 とされた CGT はついに社会協約で禁じられてい た賃上げ要求に踏み切らざるを得なくなった。政 府がこの賃上げ要求を是認するということは、分 配とインフレ抑制をリンクさせた経済政策の放棄 を意味するものであり、政府側は極力それを回避 しようとした。しかしながらこの政府の意図はC GT側の攻勢に押し切られるところとなり、74年 4月、政府はついに13%の賃上げを認めざるを得 なくなった。その背景には、ペロニスタ政権がC GTに組織された労働者を最大の政治的支持基盤 とし、CGT との対立は政権の存立いかんに多大 な影響を与えるものであるという事情が存在して いたのである。

13%の賃上げ実施はそれ以降の物価上昇と賃上 げのくり返しをもたらす切っ掛をつくり,74年4, 5月の月間消費者物価上昇率各3.4%,4.3%を起 点としてじりじりと上昇率が増幅されていった。 ここに至ってヘルバルド経済相の下での社会協約 は最早効力を発揮しえなくなり、賃金、価格凍結 によるインフレ抑制策は修正を迫られるところと なった。こうしてヘルバルド経済相は74年10月、 モラレス経済相と交替したのである。

モラレス経済相の就任からクーデター前夜までの約1年半の間に5人の経済相があいついで交替し、そのインフレ対策はいずれも対症療法的な域を脱するものではなかった。ヘルバルド路線に対する修正は、物価凍結の緩和により一定程度価格メカニズムの機能を復活させ、闇市場、供給不足を軽減し、さらに価格インセンティブをとおして減産から増産へと向かわせようとするものであった。しかしながらこうした路線修正は物価上昇の抑制枠をはずし、投機的な動きをさらに助長する結果を招いてしまった。インフレが加速される中で政府は、1974年11月に再度15%の賃上げを認可することになった。

価格と賃金の追い上げは、2年間の社会協約が 名実ともに解禁となった75年6月の賃上げ交渉再 開により、さらに激しさを増すものとなった (第 2図)。CGT は使用者側代表との間で 100 %を超 える賃上げを勝ちとったが、政府は何としてもこ れ以上インフレが加熱するのを抑制しようと、C GTとの対立を危惧しながらもこの賃上げを認可 しない態度を明らかにした。これに対して CGT は48時間のゼネストで対抗し、政府はついにその 圧力に屈せざるをえなくなった。これを契機とし て賃金、価格統制政策は大幅に緩められる結果に なった。中でもカフィエロ経済相は、賃金、価格 凍結策が経済再建をめざす上でマイナス面が大き かったとして、経済政策の基本的修正、すなわち 統制を緩和してある程度価格メカニズムを復活さ せようとした。とくに適正利潤と生産コストを十

第2図 消費者物価指数の動き(首都における 季節変動調整済指数,1960=100)



(出所) Instituto Nacional de Estadística y Censos, Indice de precios al consumidor, Capital federal, Buenos Aires, varios números.

分保証しなかった価格統制の下で赤字企業、倒産企業が続出し、生産意欲の減退を招いてしまったことに対する反省から、国民経済が拡大再生産へ向かうためには適正利潤の社会的役割を前向きに評価する必要があるとの見解を明示した。そしてこの見解は一部、カフィエロ経済相の下で経済政策にとりこまれる運びになった。ヘルバルド路線に対する修正はクーデター前夜に至るまで踏襲され、農牧産品を中心に価格統制の緩和が徐々に実施されていった。しかしヘルバルド路線にかわるインフレ抑制の明確な対策は提示されないままであった。

こうした中で1975 年の消費者物価上昇率は 335 %というアルゼンチン史上まれにみる高さを記録し (第1表), また76年に入ってもその勢いは一向

に衰えをみせなかった。

2. 経済成長

再建3カ年計画では GDP 成長率は年間累積率で7.5%, 農牧業6.5%, 鉱業7.5%, 製造業10.1%, 建設業14.8%, 電力・ガス・水道11.0%, 輸送および通信6.3%, その他のサービス部門4.9%と見積もられていた(注2)。こうした製造業, 建設業を経済成長の推進部門にすえ同計画の実施結果は, 時の経過とともに立案内容との乖離を拡大し, 74年には農牧業を除いていずれの部門も目標達成率を下まわり, 75年には電気・ガス・水道と金融・保険・不動産部門以外はすべてマイナス成長を記

第2表 部門別 GDP 成長率 (対前年[同期]比%)

	1974年 1975年 1976年	1977年 1977年 第 1 ・第 2 ・ 四半期 四半期
農鉱製建電輸金C 牧 造設ス庫・水通動 ・水通動・保 ・・保	$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	$ \begin{array}{c cc} -1.6 & 1.5 \\ 4.3 & 4.3 \end{array} $

(世所) Ministry of Economy, Coordination and Economic Planning Secretariat, Economic Information on Argentina, No. 67-68 (Dec. 1976-Jan. 1977), p. 49; The First National Bank of Boston, The Situation in Argantina (Buenos Aires), March 1, June 1 and August 1, 1977.

録してしまった (第2表)。

ここで製造業についてみてみよう。74年の7.2 %の成長率は,工業製品に対する価格統制が増産, 追加投資にブレーキをかける作用を及ぼしたとは いえ、当初の賃金所得者への有利な分配政策が需 要創出の効果 を持った側面を反映するものであ り、またGDP、工業の成長が工業製品に対する市 場の拡大をもたらしたことによるものであろう。 しかしながら社会協約が解禁となって後は政府が 認可した賃 金 引上げを支払えない 企 業も多くな り、そのことが主要な誘因となって赤字経営や倒 産へと追い込まれていく企業も増していった。こ うして失業者が増加し、実質賃金が切り下げられ ると, 生活必需品以外の商品への需要が特に大幅 に削減されることになる。しかも国際競争力を十 分身につけていない工業部門は国内市場の狭隘化 を外国市場で補塡することができず、たとえば自 動車産業のように減産しながらもなお在庫を累積 させてしまう事態に追い込まれる業種も出てき た。

ここで各年のエネルギーおよび基幹産業の生産 状況を示しておこう (第3表)。これからわかるよ うに,75年の自動車,鉄鋼,トラクター,セメン

第3表 基幹産業およびエネルギー生産の推移

	1971年	1972年	1973年	1974年	1975年	1976年	1975年対前 年比増(%)	1976年対前 年比増(%)
自動車(台数) 鉄鋼 (鉄鉄 (1,000t) (担 延鋼 トラクター(台数) セメント(1,000t)	253,237 861 1,915 2,514 13,822 5,533	268,593 849 2,105 2,712 15,412 5,444	293,755 804 2,155 2,981 21,306 5,181	286,312 1,070 2,356 2,940 24,573 5,392	240,036 1,043 2,198 2,927 18,827 5,339	193,517 1,307 2,419 2,414 23,923 5,507	$ \begin{array}{r} -16.2 \\ -2.5 \\ -6.7 \\ -0.4 \\ -23.4 \\ -1.0 \end{array} $	-19.4 24.9 10.1 -17.5 24.2 3.1
電 力(100万kwh) 石 油(1,000㎡) 石油輸入(1,000㎡) 天然ガス(100万㎡) 石 炭(1,000t)	18,674 24,551 2,543 5,226 632	20,442 25,194 1,736 6,075 675	21,686 24,441 3,395 7,021 451	23,025 24,024 3,427 7,515 626	24,624 22,968 2,486 7,871 502	25,503 23,142 3,524 8,234 614	$ \begin{array}{r} -6.9 \\ -4.4 \\ -27.5 \\ 4.7 \\ -11.0 \end{array} $	3.6 0.8 41.8 4.6 22.3

(出所) The First National Bank of Boston, The Situation in Argentina, April 4, 1977; Gobierno de la República Argentina, Ministerio de Economía de la Nación, Un año de evolución económica Argentina, 1976-abril-1977, Buenos Aires, 1977.

第4表 食肉輸出量の推移(単位: 1000t)

年	冷凍・	冷蔵牛	肉輸出	食肉		肉輸出	
+	ЕC	その他の地域	全体	ЕC	アメリカ 合衆国	その他 の地域	全体
1972 1973 1974 1975 1976	394 316 95 40 108	125 97 62 77 200	519 413 157 117 308	465 361 133 102 216	100 84 77 63 92	138 106 79 97 221	703 551 289 262 529

(州所) Ministry of Economy, Coordination and Economic Planning Secretariat, *Economic Information on Argentina*, No. 67-68 (Dec. 1976 -Jan. 1977), p. 17 より。

トの生産量および発電量,石油産油量,石炭採掘 量はすべて減少している。

石油については、世界的な石油危機の波及を危惧して、再建3カ年計画においては石油自給率の向上が重点目標の一つに加えられ、77年の産油目標は2950万立方メートルで、9割の自給率が見込まれた(注3)。しかしながら75年の産油量と石油輸入量はともに減少している。ところが石油自給率の方は74年の87.5%から75年の90.2%へと逆に上昇しており、これは経済活動全体の縮小により石油需要が減少した結果である。

次に農業について。農牧業生産は農牧産品の価格凍結に加えて、EC の牛肉輸入禁止措置により多大の打撃を被った。EC 市場はアルゼンチンの食肉輸出の6割以上を占めてきたが、74年半ばに開始された牛肉輸入禁止措置により、食肉輸出量は74、75年に各50%減、10%減(第4表)、同輸出額は44%減、37%減というきわめて大幅な減退を招いてしまったのである。

3. 対外的側面

出資国,経済協力および貿易相手国の多様化を はかることにより経済的自立を強めようとする政 策は,現実には次の四つのタイプ,すなわち第1 に東欧諸国の政府資本とアルゼンチン資本との共 同企業の設立,第2にアルゼンチン政府とヨーロ ッパ民間投資家の投資による共同企業の設立,第 3に経済援助の一環として社会主義諸国から国際 市場価格以下で耐久資材を輸入する取決め,第4 に従来貿易関係が弱かった国々との間の2国間輸 出入協定締結,をとおして実施される運びになった(注4)。これらはアメリカ依存に偏向した従来の 対外関係の修正を意図するものであった。

しかし現実には前述の EC による牛肉締め出し や経済のマイナス成長の中で74年の貿易黒字額は 大幅に縮小,75年には10億ドル近い貿易赤字を出 すに至り,国際収支も8億ドルもの赤字を記録し た(第5表)。また外貨準備の方は,75年1年間で 8億ドル分喪失し(第6表),75年末には6億ドル 近くにまで落ち込んでしまった。こうした外貨の 枯渇により3カ年計画にも外貨不足に伴う遅れが 著しくなった。

ここに至って政府は外貨不足対策として次の二つの施策を実施に移した。一つは外資規制の緩和による積極的な外資導入で,ヨーロッパのみならずアメリカ合衆国に対しても借款受入れのための積極的な働きかけを展開した。ここにおいて外資法(法律第20,557号)の実質的な修正がなされたわけであり,76年3月末の対外債務残高は,元金のみで89億ドル余,元利合計では100億ドルに達した。この支払能力を超えた対外債務をかかえて,アルゼンチンは国際的な国家破産宣告の寸前にまで追い込まれてしまった。

もう一つは輸出振興、輸入抑制による外貨獲得の道で、為替政策がその主軸とされた。ヘルバルドは為替レートの安定、固定化が経済再建の必要条件であるとして、商業レート、金融レートの2本立ての下で同一の対ドル相場を維持した。しかしながらヘルバルド辞任後の75年3月には特別レートが新設され、以後為替制度の変更とペソ切り

第5表 輸 出 人 と 国 際 収 支(単位: 100万USドル)

	1971年	1972年	1973年	1974年	1975年	1976年	1977年第 1 ・四半期
輸輸貿経国 出入 収収収 易常際	1,740.3 1,868.1 - 127.7 - 370.9 - 560.4	$ \begin{array}{r} 1,941.1\\ 1,904.7\\ 36.4\\ -210.2\\ -284.7 \end{array} $	3,266.0 2,235.3 1,030.7 716.2 731.2	3,930.1 3,634.9 295.8 148.4 94.7	2,961.3 3,946.5 - 985.2 -1,284.6 - 791.1	3,916.0 3,033.0 883.0 623.8 1,192.4	1,250.0 940.0 310.0 285.4 291.3

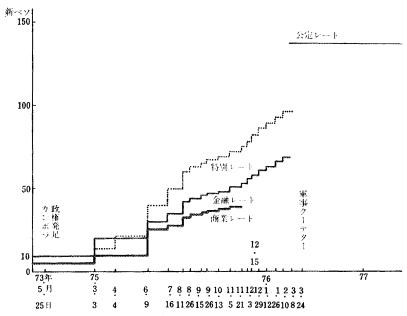
(出所) Instituto Nacional Estadística y Censos, Intercambio comercial, varios números; Gobierno de la República Argentina, Ministerio de Economía de la Nación, Un año de evolución económica Argentina, 1976-Abril-1977, Buenos Aires, 1977.

第6表	外	貨	淮	68i ((畄位:	100万USドル)
577 U 30C	21	貝	Ties	VHI V	1 -4-11/4 .	100000001700

		*******		1971年末	1972年末	1973年末	1974年末	1975年末	1976年8月末
中	央	銀	行	316.7	529.0	1,412.4	1,340.8	617.7	1,294.5
内	金外対 情情	債権債	権	89.7 39.8 44.4 55.6	151.7 26.7 64.3 71.6	168.7 83.6 94.6 107.8	168.7 29.8 28.9 134.5	168.7 23.9 161.3 221.6	168.7 8.4 328.3 358.0
訳	\債 外 1 IMF S	り 投 リザー D	務資 で R	$ \begin{array}{r} -11.2 \\ 30.0 \\ 110.0 \\ 2.8 \end{array} $	$\begin{array}{c} -7.3 \\ 267.0 \\ \hline 19.3 \end{array}$	$ \begin{array}{r} -13.2 \\ 984.8 \\ \hline 80.7 \end{array} $	$ \begin{array}{r} -105.6 \\ 997.9 \\ 13.7 \\ 101.8 \end{array} $	- 60.3 222.9 40.9	$ \begin{array}{c c} -29.7 \\ 716.4 \\ \hline 72.7 \end{array} $
他	の公	的機	関	57.5	12.3	49.9	70.2	2.2	86.1
	合	j.)÷		374.2	541.3	1,462.3	1,411.0	619.9	1,380.6

(出所) Gobierno de la República Argentina, Ministerio de Economía de la Nación, Statistics, sept. 1976, Buenos Aires, 1976.

第3図 ペソ価対ドルレートの推移



(出所) La opinión, varios días, La prensa, varios díasより作成。 (注) 1976年3月8日以降公定レートと自由変動相場制の2本立て。 下げがくり返された(第3図)。こうした為替政策の結果為替市場には投機的動きが強まり、国民の間にも広くドル買い熱が広まっていった。ペソの減価とインフレに対する防衛策として外国の銀行に預金する人々も増え、その預金残高は相当な額に上ったと推測される。

以上みてきたように、ペロニスタ政権の基本的 な経済政策であったヘルバルド路線はすでにクー デター以前においてかなりの修正を施されていた のである。しかしながらこうした軌道修正の下で も経済は依然として回復の兆を見せなかった。と ころでペロニスタ政権の経済政策は立案、実施の 両面で大きな問題をかかえていたといわなければ ならない。その主なものとして、一つに政策立案 過程で、重要な生産部門を掌握する組織との対話 を排除し、価格凍結政策は経済的合理性を欠くも のになってしまったこと、二つに国家による経済 統制、指導を提唱しながらもその実施過程で生ず る障害への対応策が不十分であり、長期的展望を 欠いた対症療法的な対応が政策の基本路線を喪失 させる結果を招いてしまったことなどが挙げられ よう。こうして分配面を重視しながらインフレの 抑制をめざし、生産活動を復興させようとしたへ ルバルド路線は、インフレ抑制に失敗することに より生産面、分配面をも悪化させてしまったので ある。

(注1) Instituto Nacional de Estadística y Censos, Indice de precios al consumidor, Capital federal, Buenos Aires, varios números.

(注2) República Argentina, Poder Ejecutivo Nacional, ob. cit., p. 38.

(注3) Ibid., p. 129.

(注4) 詳しくは日本経済調査協議会『アルゼンチンの外資……』を参照のこと。

Ⅲ ビデラ軍事政権の経済政策

ビデラ政権はペロニスタ政権による国家の経済 統制指導を排除して、「経済自由主義」への大き な転換をはかろうとし、さらにそうした経済政策 を根づかせるため広範囲にわたる政治社会的規制 を強めている。

同政権は発足後の戒厳令下で即座に政治統制に着手し、集会、政党活動、労働運動の禁止、極左と目される5政党の非合法化、CGTへの介入などを断行した。こうして軍政批判を封ずる一方、他方では連邦および州政府と主要国営企業における首脳陣の大半を軍関係者で占めさせるなど、軍部を軸とする統治権の確立に努めた。このように、軍事政権はまず政治体制の安定化をはかり、それを基盤として経済政策を軌道にのせようとしているのである。

軍事政権がイサベル政権失脚の主因をその経済 政策の破綻とその回復をはかる統治能力の不足に 求める以上(注1), ビデラ政権の存立は経済政策と その成果に大きく依存しているということにな る。経済問題に弱いとされるビデラ大統領はマル ティネス・デ・オスを経済相に起用し彼に軍事政 権の命運をなかば委ねる形になった。マルティネ ス・デ・オス経済相はフロンディシ大統領失脚後 のギド暫定政権下で経済相を務めた経験を持ち、 また1956年の軍政下ではサルタ州の経済相,62年 には農牧省事務次官を務めるなど,軍事政権下で の経済政策に深くかかわってきた人である。また 製糖業,製鉄業などにおける経営歴もあり,いわ ゆるリベラル派としてシカゴ学派に近い政策理念 を持ち、「経済自由主義」の積極的な推進論者と して知られている。

1. 新経済計画

経済政策の大枠は76年4月2日に行なわれたマ

ルティネス・デ・オス経済相の演説で明らかにされ(注2), その基本線は次のように要約される。すなわち,(1)インフレを引き起こさずにすべての産業部門における生産機能の拡大,近代化をもたらす基盤として,資金および通貨の健全化を図る。(2)経済成長率を高める。(3)生産性向上の実現に適切な措置をとり,賃金水準を維持しつつ収入の公正な分配をはかる。経済成長なしに分配の増加はありえず,分配なしに成長はありえない,との3点である。このように軍事政権の経済政策はインフレ収束による市場メカニズムの回復を先決課題とし,価格インセンティブに依拠することにより経済成長を達成しようというものである。

新経済政策の具体的な政策課題はインフレ抑制,自由価格市場の再建,経済成長,外資受入れの分野に分けてみていくことができると思われる。 外資受入れについては次の外資法のところで述べることとし、ここでは前三者についてやや立ち入った考察を加えたい。

[インフレ抑制] インフレ対策としては財政赤字の縮小と政府の賃金統制の2側面が重視されている。まず財政面では支出の削減,税収入の増加,財政投資における生産性の重視という3点が重点項目とされる。

第1に、財政支出削減の具体策としては中央行政官庁の合理化、国営企業の赤字解消、州政府への補助金の減額、公共事業への資金供給をインフレの影響を被り難いところに求める、の4点が挙げられる。中央行政官庁の合理化とは端的にいって公務員の人員整理を意味するもので、72年から75年にかけて24%増加した国家行政関係職員数の急増を人員管理がうまく行なわれていない証左であるとして、相当な数に上る人員削減と人件費の節減を想定している。整理の対象とされる人々に

対しては新たに生産部門への配置が可能になるよう,必要に応じてそのための教育,再訓練の機会を与えなければならないとしている。

国営企業の赤字解消はその効率性,採算性,民間 企業と国営企業の役割分担の諸点にわたって検討 される。国民経済は民間主導型が望ましいとする 見地に立って,国営部門は治安,秩序の維持に加 えて民間企業の補完に限定すべきであるとする。 アルゼンチンは第2次大戦直後のペロン政権発足 を契機として鉄鋼、電力、石油、輸送、港湾など、 基幹産業とインフラストラクチャーを中心に国営 企業を拡大してきたが、こうした歴史的趨勢に逆 行する動きとして現政権下では国営企業の整理、 縮小が提起されているわけである。現在アルゼン チンの国営企業のほとんどはその非効率性と公共 サービス面重視による低料金制の下で赤字経営を 続けており、それが国の財政に多大の負担をかけ ている。その意味からも部門によっては国営企業 も民間企業に匹敵するほどの効率的経営を要求さ れ、公共料金や価格の決定に際しては必要経費を カバーしうる水準を確保すべきであるとするのが ビデラ政権の見解である。

州政府への補助金拠出に関してはいまだ具体策が提示されるに至っていないが、かなり大幅な削減を想定している。

これまでの公共事業への資金調達はその多くが 通貨増発に依存しており、長期外国借款を利用す るに至っていない。今後は資金調達源をインフレ 的でない金融に求めるという方向で、長期借入の 拡大に努めるべきであるとする。

第2に財政収入増について,現状では国の財政 支出が税収でまかなわれている割合が小さく,ま ず税収入の増加をはかる税制度の改革が必要であ る。現行税制はインフレ昻進,経済構造の変化に より現実にそぐわなくなっており、また徴税システムの不備が莫大な脱税を生じさせている。この意味から税制改革は予算の穴埋めという会計的措置としてではなく、生産的な経済をもたらしうる税制の創出に力点をおいて進められるべきである。

財政収入の増加をはかる措置としては税収増に加えて公債発行が重視され、国内のみならず国外での起債が予定されている。

第3に財政投資について。財政支出のうち非生産的支出の膨張は増収分の費消や財政赤字拡大の原因となるので、今後は生産的部門への財政投資のウェートを増し、投資部門の自己採算性、適正利潤の実現をめざす。

これまでに紹介した財政措置と並んでインフレ 抑制の両輪とされる賃金政策について政府は,現在のインフレ状況およびインフレ抑制政策全体に 占める位置づけからして賃金決定を労使間の自由 交渉に委ねるのは適切でないとの判断から,賃金 決定を労使間交渉から政府の統制下に移す。そしてインフレ抑制策が続けられる期間においては, さしあたり基本的要素として生活コストの上昇を 考慮に入れた賃金の定期的な修正を行なうとして いる。

以上のようなインフレ対策を提示したビデラ政権は、ペロニスタ政権下でとられた賃金、価格統制政策を次のように評価している。すなわち価格統制がインフレの原因に対してでなく結果に対して働きかけ、インフレ収束には全く役立たなかった。そしてもし従来と同様の価格統制政策を採用すれば、まず第1に価格統制という目標の達成が不可能かつ非効率的になり、第2に投資と生産活動にブレーキをかけることになって物不足経済を招来し、闇市場と供給不足を生じさせるであろう

とする。

ビデラ政権のインフレ政策は、賃金、価格両面の統制を行なったヘルバルド方式を否定して、一方の価格統制を撤廃して他方の賃金統制を継承している。こうした政策が政府によるインフレ上昇に応じた定期的な賃上げを伴うものではあっても、政策全体としては分配面を犠牲にしたインフレ抑制策であるとみなければならないであろう。

[自由価格市場の再建]自由価格市場を再建するにあたりビデラ政権は価格統制の撤廃と自由変動為替相場制の導入を重視する。イサベル政権下の価格統制は75年の国民総投資額を絶対額においても落ち込ませ、国民経済を縮小再生産へと向かわせたとして、経済再建のためには価格統制をはずして適正利潤を保証する価格体系を整備しなければならないとする。商品価格の決定には今後政府の許可を必要としない旨明言し、次のような発言により企業家の責任を強調した。「『企業家諸君よ。あなた方は価格自由化の制度の下で各商品の各々の価格水準を決定すべきであり、したがってこの自由価格システムが失敗するか否かの責任はあなた方にかかっているのだ』といいましょう」(注3)。

価格メカニズムの早期回復をめざす政府は政権 発足後すみやかに価格統制の全般的廃止に踏み切ったが、パンと牛乳については過渡的措置として 一定期間の価格統制が付されたことを注記してお こう。

次に為替政策について。慢性的インフレの下で 国内の生産コスト上昇が続いている現状では,国 内通貨価値の下落に伴って為替レートが修正され ないかぎり,輸出の可能性は常に脅かされるとし て,ペロニスタ政権の複数固定為替政策が国内 通貨の過大評価を生じ,輸出不振,開為替市場, 資本の国外逃避,密輸(注4),外国投資の不振などのマイナス効果をもたらしたとする。こうした事態を収拾するためには隣接国との間の税関監視の強化だけでは十分でなく,開為替市場の廃止,過大評価された公定為替レートの是正,単一自由変動相場制の実施が不可欠であるとし,まず過渡的措置としての公定レート(1ドル=140ペソ)と自由変動相場制の2本立てを採用,最終的には完全な自由変動相場制への移行をめざす。この公定レートと自由変動相場制の2本立ては,イサベル政権がペソのミニデバリュエーションをくり返した後失脚間際の3月8日に採用したシステムであるが,その適用に際しては公定レートの適用範囲を縮小して自由変動相場の適用を大幅に拡大していく(注5)。

[経済成長] 農牧業,工業,エネルギーの各分野につき次のような政策が提示された。まず農牧業の増産施策としてはペロニスタ政権と同様に土地生産性の向上と利用面積の拡大を掲げ,とくに官有地の開拓を重視する。この開拓にあたっては、各州政府がその実施手段を持たないとして民間企業の協力を重視する。また農牧産品の相対価格体系の修正、農牧産品輸出における穀物庁、食肉庁の独占的介入の廃止とその民間への委譲、牧畜屠殺割当制の撤廃により、農牧業生産の停滞をもたらしている諸要因を除去する。

工業においては75年の著しい生産の落ち込みを回復することにまず力点をおき、次の段階として基幹産業における国内供給の拡大、工業製品の輸出競争力強化をはかり、原材料、労働力コストなどの面で経済性を十分発揮しうる業種の強化、育成をとおして工業の輸出拡大を図る。従来からの工業保護政策が国際競争力の育成を阻んでいた側面があり、国内市場における自由競争原理の導入をとおして、国内の生産コスト、価格を徐々に国

際水準に適合しうるものとする。

エネルギー産業に関してはそれが経済成長を支えるものであり、計画された経済成長の実現に必要な電力供給、最短期間での石油自給体制の完成、エネルギーの保存と消費の合理化、長期的視点に立つエネルギー源の代替化を盛り込んでいる。これまでのエネルギー供給の多くは公営企業に委ねられ、赤字経営を続けるものが多かったが、今後は公営企業においても赤字経営を解消し、新たなエネルギー開発を可能にする経営への転換が必要である。

経済成長をめざす上でペロニスタ政権は公営企業の役割を重視したが、ビデラ政権は民間企業を主軸にすえて公営企業の縮小化を志向する。また外資との関係においても、ペロニスタ政権が経済の従属化を警戒して外資を規制する動きを示したのに対し、ビデラ政権は外資受入れに伴うマイナス面にはほとんど触れず、外資規制の大幅緩和と外資の積極的受入れの姿勢を明らかにしている。

2. 外資法(法律第21,382号)

外資政策の基本方針は、外国資本によって国内 資本を補完させながら国内資本蓄積過程における 社会的コストを低下させるというもので、経済成 長率を高めるためには外国からの直接投資が必要 であるとする。そしてこれまでにアルゼンチンが 外国資本を誘致できなかったのは、政治的安定, 司法的および人的保証、私的所有権の保護におけ るアルゼンチン人との平等な扱い、資本の本国送 還および利益送金の保証などが確保されていなかったためであるとして、これらの欠落した諸条件 を整える一環としてビデラ政権はペロニスタ政権 の外資法法律第20,557号を廃止し、新たに外資法 法律第21,382号を制定した。クーデター後5カ月 足らずの76年8月に公布されたこの外資法はそれ までの規制措置を大幅に緩和するもので、その主 な内容は次のとおりである。まず企業を国内資本 企業(民族資本出資比率が51%以上)とそれ以外の外 資企業とに分類する。外国資本の投資分野を拡大 し、利潤送金の上限枠12.5%を撤廃する。また国 内外資企業に対しても国内金融機関からの短期融 資利用の窓口を開放し、外国人投資家にも国内投 資家と同等に、憲法、法律に明記された権利と義 務とを保証する。

このように外資法は国内資本と外資との補完,協力関係を深める素地として新たに制定されたわけであるが,政府はこの基本方針に沿って非国有化政策の一環として,クーデター後まもなく外資民間企業の問題を検討する経済省,経済企画調整長官所管の九つの諮問委員会を設置した。

(注1) Gobierno de la República Argentina, Ministerio de Economía de la Nación, "Discurso del Sr. Presidente de la República (30 de marzo de 1976)," y "Discuso pronunciado por el excelentisimo Señor Presidente al pueblo Argentino el 24 de mayo de 1976," Buenos Aires, junio 1976 (mimeo) を参照のこと。

(注2) Gobierno de la República Argentina, Ministerio de Economía de la Nación, "Resumen del mensaje pronunciado por el Señor Ministro de Economía sobre el programa de recuperación, saneamiento y expansión de la economía Argentina, el 2 de abril de 1976," Buenos Aires, junio 1976 (mimeo) による。

(注3) Ibid., p. 11.

(注4) 軍事政権は1975年1年間の密貿易額を25億 US ドル前後と見積った。この数字は為替相場の換算 方法をはじめとするいくつかの問題を持ち、一部には 相当程度過大評価されているとする見方も強い。いずれにせよクーデター直前までの密輸はおびただしい数量、金額に及んだことは事実であり、大半はベラグアイ、ブラジル国境を経て取引された(The Review of the River Plate, No. 3961, April 30, 1976, p. 573)。
(注5) 為替相場の適用については、①燃料、新聞

用紙の輸入下公定相場を採用,②自由変動相場の大幅 な拡大,③輸出入決済の自由変動相場への漸進的移行, ④非伝統的品目の輸出奨励策として選別的な促進策の 設置,などが盛られている。

IV クーデター後の経済情勢

強力な政治力を背景に経済自由主義への転換を はかったビデラ政権の下で現実の経済情勢はどの ように展開しているのであろうか。中間的総括で しかないが、この点を整理しておこう。

76年12月23日マルティネス・デ・オス経済相は、 経済政策の段階方式にしたがってこれまでに着手 した課題と残された部分について報告した。それ によれば、インフレ抑制と対外債務の支払停止の 克服を最優先課題とした第1段階はほぼ同年の7 月までに軌道にのったとされている。第2段階の 主要課題はインフレ圧力の再燃を伴わない生産活 動の回復であり,その手段としては消費刺激策よ りも生産的投資の拡大に重点がおかれている。政 策実施の成果としては, 貿易収支の大幅な改善, インフレ加速化の防止,対外信用の回復による国 際機関および外国銀行からの借款、融資受入の協 定締結、開発計画への資金的裏付けの実現などが 挙げられ,とくに76年以降の生産的投資の回復が 注目されている。そして77年初以降第3段階に入 る運びになろうと述べている。第3段階の課題は, 76年までに達成した経済目標の定着化に加えて 「すべてのセクターに恩恵をもたらす調和のとれ たゆるやかだが着実な成長」(注1)の実現であると して、とくに財政赤字の削減と実質賃金切下げの 回復に力点をおいている。

今年3月8日,クーデター後1年間の中間的総括を行なうにあたりマルティネス・デ・オス経済相は、インフレ抑制策に対するやや控え目な評価を除けば、前述の12月報告とほぼ同様の見解を提

示した(注2)。

以上クーデター以後の経済政策の実施結果について軍事政権側の評価をみてきたが、次にわれわれの側から少し立ち入ってこの間の経済情勢をおさえておこう。

[インフレ抑制]

第1表と第2図を参照しながら、インフレにつ いてみてみよう。1976年の年間消費者物価指数上 昇率は、75年の335.0%から347.6%へと12.6%ほ ど高くなっている。クーデター前後の月間上昇率 が 1 月14.8%、2 月19.3%、3 月38.0%、 4 月34.1 %と著しく高かったのに対して(注3), その後はか なり低下し、77年1月から6月までは6%台から 8%台の間に留まっている(注4)。官庁統計に表わ れた数値でみる限り、ビデラ政権のインフレ抑制 策はクーデター前後のインフレの猛威にブレーキ をかける上で一定程度の効果をあげているといえ よう。しかしながら政権発足時点でのインフレが きわめて高率であったため、1年後においても高 率インフレの域を脱しえてはいない。政府は今年 1年間のインフレ率を100%と見積もり、かなり 強気な構えをみせているが、その実現可能性は危 ぶまれており、インフレ抑制は依然として困難な 政策課題である。

消費者物価上昇率の内訳を75,76年についてみると(第1表),75年には家具・調度品類が最高で,次いで一般的支出,食料品で,衣料,住居費は平均値以下である。とくに住居費は122.3%と他に比べて相当低い数値となっている。これは一つにはペロニスタ政権の借家料統制を反映するものである。75年に対して76年には住居,食料品,家具・調度品が高く、一般的支出,衣料品が全体の平均水準以下になっている。こうした傾向はクーデター以前と以後でみた場合にもほぼ同様のことがいえ

る。インフレの国民生活への圧迫は消費者物価上 昇率の内訳いかんによってもかなり異なったもの となる。生活必需品の価格上昇率が他と比較して 高ければ、それだけ中、下層階級はインフレ圧力 をより大きく感じることになろう。その意味から 75年よりも76年のインフレの方が中、下層階級の 国民生活をより圧迫する構造をもつものといえる のではなかろうか。なぜなら75年の住居費は他と 比べてかなり低く、それが借家住いの中、下層階 級にとってのインフレ圧力を多少ながらも軽減す る役割を果たしたと思われるし、逆に軍事政権下 の住居費の上昇、とくに1977年1月には借家料改 訂法により84.6%という大幅な上昇がもたらされ たことは借家層にかなりの打撃を与えることにな ったとみなければならない。また食料品において も程度の差こそあれ、ほぼ同様のことがいえよう。

次に消費者物価と賃金の上昇率を比較してみよ う。75,76年ともに前者に対して後者が低く抑え られていることに変わりはないが、75年には消費 者物価上昇率の80%強(熟練労働者賃金で80.4%, 未熟練労働者賃金で85.0%) の賃金 上昇率であるの に対して、76年には50%以下(熟練労働者賃金で 43.4%, 未熟練労働者賃金で44.3%) に落ちている。 しかも76年初3カ月間の上昇率(76年3月末にお ける対前年12月末比)は消費者物価上昇率89.1%, 熟練労働者賃金上昇率64.5%,未熟練労働者賃金 上昇率66.9%(注5)であったから、4月以降の消費 者物価上昇率と賃金上昇率の格差は3月までのそ れよりさらに拡大していることがわかる。このよ うにクーデター以前に比べてそれ以後の物価上昇 に対する賃金上昇の対応が遅くかつ弱くなってお り,実質賃金の目減りがより激しさを増している。 インフレ抑制策のもう1本の柱である財政赤字

幅の削減の方は76年には予想以上に難航した(第

7表)。77年には IMF からの厳しい要請に答える べく予算書には財政赤字の大幅な削減が盛り込まれたが(注6),年初4カ月間の財政赤字は予算上の年間赤字見積額の43%を超え(注7),77年第1・四半,期第2・四半期における GDP に対する財政赤字額はそれぞれ5.7%,4.8%と, IMF が要求するGDPの3%以内という範囲を相当程度上まわる結果となった。赤字財政の抑制は今後も軍事政権にとって最大の難関の一つとなるであろう。

[経済成長]

第2表によると、GDP 成長率は75年-1.4%、76年-2.8% と2年連続でマイナスを記録している。76年をとってみると、第1・四半期から第4・四半期まで各-4%、-5.2%、-1.9%、-1.0% (いずれも対前年同期比) と回復の兆をみせており、77年第1・四半期には1.2%、第2・四半期には4.6%と人々のプラス成長となっている(注8)。

産業部門別にみると、75年から76年にかけて農 牧業、鉱業、電気・ガス・水道がマイナス成長から プラスに転じたのに対して、製造業の方は75年か ら77年第1・四半期まで一貫してマイナス成長で、 第2・四半期にようやく1.5%とプラスを示した。

農牧業生産の急速な回復は注目すべきものがあり、その輸出拡大によってもたらされる国際収支の改善は、アルゼンチン経済が活力を取り戻す呼

び水的役割を果たす可能性を持つ。1974年以降の EC による食肉輸入禁止措置は牧畜業に多大の打撃を与えたが、77年4月初めからこの禁止措置が 解かれる運びとなった。このことは牧畜業生産の 拡大を刺激する有力な要因となろう。

[対外的側面]

新しい外資法の下で軍事政権はペロニスタ政権下の外資規制の廃止と経済復興のための積極的な外資受入れ策の実施に踏み切ったが、インフレの減速化傾向と生産回復の兆候、それに加えて開放的な自由経済主義が対外信用を喚起するところとなり、外国および国際機関との間に大口借款受入れの協定締結が進められている(注9)。貸付国はアメリカ合衆国、カナダ、日本、西欧諸国が主力である。

76年にみる国際収支の好転が大きく貢献して外 貨保有高をのばし、76年8月末の対外準備高は 1975年末の6億ドルから14億ドルへと大幅に増加 した(第6表)。

こうして軍事政権はクーデター直前における対外支払停止,国際機関による国家破産宣告寸前といった危機を回避することができたわけであるが,外資受入れは現在および将来にわたって元利支払の負担を課すものであることを,長期的な展望の中で位置づけなければならない。こうした問題にどう対処していくかが今後に残された一つの

- 第7表 財 政 収 支 の 推 移(単位: 1960年価格, 100万ペン	第7表	財	政	IJΖ	幸	σ	推	移	() () ()	1960年価格。	100万ペソ
---	-----	---	---	-----	---	----------	---	---	-------------	----------	--------

The second secon		197	1977年			
	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期	第1・四半期	第2・四半期
財 政 支 出 財 政 収 入 財 政 赤 字 G D P (季節変動調整済) G D P に占める財政赤字の割 合(%)	719.4 135.2 584.2 4,538.2 12.9	492.2 163.7 328.5 4,530.2 7.3	548.8 248.7 300.1 4,492.0 6.7	525.0 255.6 269.4 4,517.6 6.0	499.7 236.5 263.2 4,592.7 5.7	527.8 301.7 226.1 4,738.6 4.8

(出所) The First National Bank of Boston, The Situation in Argentina (Buenos Aires), August 1, 1977.

大きな課題である。

以上みてきたように、価格の自由化と賃金統制の2本立てでインフレの収束と経済再建をめざしてきた軍事政権は、製造業部門を除いた生産活動の全体的な回復過程の中で、外資に大きく依存した開発計画を推進しつつある。ところが対外信用を確保するためにも改善されなければならないインフレは、強力な統治力を後循とした短期間の収束を意図する政策の実施によっても依然として高率であり、クーデター後1年あまりを経た現在において実質賃金の切下げは相当程度進んでいる。

こうした現状を前にして政府は当初の基本的な 政策路線の修正を余儀なくされ、1977年3月8日、 マルティネス・デ・オス経済相は「過渡的緊急事 態」に対処する措置として120日間にわたる価格 統制を宣言し、企業に対して同年2月末の価格水 準を継持しながら生産を継続するよう協力を要請 したのである。

(注1) Ministry of Economy, Coordination and Economic Planning Secretariat, *Economic Information on Argentina*, No. 67-68 (Dec. 1976–Jan. 1977), p. 7.

(注2) マルティネス・デ・オス経済相は軍事政権 1 年間の経済的成果として21項目を挙げている。 詳しく は *La opinión*, 9 de marzo de 1977を参照のこと。

(†£ 3) Instituto Nacional de Estadística y Censos, Indice de precios al consumidor, Capital federal, junio 1976, p. 756.

(注4) The First National Bank of Boston, The Situation in Argentina (Buenos Aires), August 1, 1977。消費者物価指数に関して1977年3月以降新しい算出方式が採用されている。その方式の下では1974年を100とし、消費者物価が食料、衣料、住居・燃料および電気、家具および調度品、医薬品、交通、娯楽および教育、その他の8部門に分けられている。1977年2月までの方式では1960年を100とし、食料、衣料、一般支出、家具および調度品、住居に分類されていた。

(注5) Instituto Nacional de Estadística y Censos,

Indice de precios al consumidor, Capital federal, octubre 1976, pp. 756, 758 から算出。

(注6) 財政赤字幅をGDPの3%以内に抑えるという内容のもの。1975年には12.5%であった(La opinión, 11 de marzo de 1977)。

(注7) The First National Bank of Boston, The Situation in Argentina, June 1, 1977.

(注8) Ibid., March 1, and August 1, 1977.

(注9) 内訳は IDBの8億5000万ドル,世界銀行1億1500万ドル,IMF3億ドル,アメリカ合衆国5億ドル,カナダ6600万ドル,西ドイツ9000万ドル,イギリス6000万ドル,スカンディナビア諸国1050万ドル,ベルギー1600万ドル,スペイン3500万ドル,オランダ2000万ドル,日本7500万ドルである。

むすびにかえて

以上,ペロニスタ政権と軍事政権とをその経済 政策と政策実施結果との2側面において比較して みた。軍事政権についての考察はいまだ中間的な 総括にすぎず,アルゼンチン経済自体も目下流動 的な要因を多分に内包しており,この段階で最終 的な結論を出すのは時期尚早であろう。したがっ てここでは本論での分析をとおしてアルゼンチン の経済政策およびその実施過程に関して筆者が気 付いたいくつかの問題点を要約することでむすび にかえたいと思う。

第1は、経済政策におけるいわゆるリベラリズムとナショナリズムの問題である。戦後アルゼンチンの政策史研究にはこの両者を対立的に位置づける傾向がかなり強くみられる。たしかに政策立案レベルにおけるリベラリズムは対外面での外資規制廃止、為替レートの自由化など、自由開放主義の方向をめざすものであるが、国内的には政府による賃金決定にみられるような統制策を含んだかっこ付きの「自由主義」である点に着目すべきであろう。

またペロニズムがその代弁者であるとされてき

たナショナリズムの研究においても、従来反帝国 主義あるいは排外資主義に焦点があてられすぎた ため、経済政策における国家主導の側面の分析が 軽視されてきたように思われる。ペロニスタ政権 の場合、賃金、価格統制に加えて開発計画、流通 部門における国家の役割が大きく位置づけられて いる。このように経済活動の中に占める政府部門 が拡大されれば、それに応じて政策内容にも国家 の指導性をより強く盛り込まなければならなくな り、その結果として政権の統治能力も問われるこ とになるのである。この点においてペロニスタ政 権は一つの欠落を持っていた。というのは,同政 権が経済面での統制,指導性を強めながらも統治 能力を欠いていたため,経済政策の実施過程にお ける市場の混乱,密貿易,資本の国外逃避などの障 害に対して迅速に対応できず,その結果として経 済政策全体の坐折を招いてしまったからである。 そして経済的混乱はさらに政治的不安、治安の悪 化をもたらすことになった。

それに対して軍事政権の方は、賃金政策を例外 として「経済自由主義」路線を歩み、国家の直接 的経済介入を縮小する方向を目ざしているが、政 治面では相当強力な統制を行ない、政党活動の禁 止をはじめ経済政策の実施に障害となる諸要因を 政治的手段で除去しようとしている。このように ビデラ政権のいう「リベラリズム」は、低賃金を 維持するため賃金面では自由主義に代わって統制 政策を導入し、さらにまた強力な政治統制の断行 により「経済自由主義」の実現を保証しようとい う側面を持っているのである。

第2は、経済政策におけるイデオロギーと政策 の持続の問題である。戦後の主要な政権交替はイ デオロギーの転換を伴うかあるいはそれを装うも のであり、それは当然のこととして経済政策にも 反映し,政策路線の断続を生じさせた。政策転換に 伴う社会的コストは相当なもので,長期的な展望 を持つ経済政策の立案,実施が妨げられてきた。こ のことは,経済政策論争が政治思想論争に足をす くわれて自立し難い状況におかれてきたというこ の国の実情と深いかかわりをもつものであろう。

第3は、政権の支持基盤と政策の優先順位についてである。ペロニスタ政権下ではインフレ抑制 政策において当初分配面を優先する配慮が払われたが、軍事政権下では逆にインフレ抑制と生産復 興が優先され、分配面を犠牲にした政策がとられている。パイをまず大きくした後に分配するか、適正な分配がパイの拡大につながるのか、これは古くから議論の分かれる問題である。インフレ収束に失敗して坐折したペロニスタ政権に代わって登場した軍事政権が、分配の問題を後まわしにすることによって生ずる国民の不満にどう対処していくか、この点が政権存立の一つの鍵を握るものとなろう。

最後に今回の軍事クーデターとそれ以前の幾度 かにわたるクーデターの背景をめぐる重要な相違 に言及しておきたい。それは軍事クーデターとペ ロニズムとのかかわりについてである。第2次大 戦後のクーデターは常に何らかの形でペロニズム との深いかかわりを持ってきたのであるが、現在 のペロン党はペロンという党首を失い、軍事政権 に対する影響力を相当程度弱めてしまっている。 ペロンに代わる組織強化の核を求め得ないでいる ペロン党を、軍事政権はかつてほどには意識しな くなっているし、また現状では軍事政権に代わっ て政権を担当する強力な民間 政権をも想定し難 い。こうした背景が軍事政権の存続に対して消極 的かつ間接的な肯定要因として作用することにな るであろう。 (調査研究部)